

## 「光の道」構想に関する意見

| 意見提出元  | 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟   |
|--|--|
| 意見項目   | 意見内容   |
|  | <p>◆はじめに : 議論の再整理が必要</p> <p>現在、我が国におけるネットワークの高度化については、当初の目標であった2010年までの(通常の)ブロードバンド全国整備について、既に一定の目途が立ったところです。</p> <p>これをさらに推し進め、超高速ブロードバンドネットワークの早期全国整備等を内容とする「光の道構想」の推進を図ることについては、我が国の国際競争力の強化、我が国経済社会、とりわけ地域の活性化に資するといった目的から基本的に望ましいと考え、ケーブルテレビ事業者としても積極的に貢献したいと考えていますが、同構想の推進については、中核的な論点のいくつかに関し、残念ながらこれまで十分かつ細心の議論が尽くされてきたとは言い難い状況にあります。</p> <p>「光の道構想」が、種々の混乱の中で「結論ありき」で実施に移されるのではなく、今後広く国民消費者等の理解を得ながら、整備と利活用の好循環を形成しつつ、我が国の実態に即した健全な形で展開されていくためには、今般の意見募集の対象となった点を含め、改めて議論を整理し、広く関係者間で共通の認識を確保することが必要と考えます。</p>  |
| <p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> | <p>◆未整備エリアにおける基盤整備の在り方について</p> <p>① 「10%」エリアの精査</p> <p>NTT東西の未整備エリアである約「10%」の中には、ケーブルテレビ事業者が自らリスクを取り、既にネットワーク基盤を整備しているエリアが存在し、これらのエリアで既に0ABJ 電話や30Mbps を超える超高速インターネット接続サービスの提供がなされているケースが少なからず存在します。また、地方自治体が自ら光ファイバ網等を整備し、IRU方式でケーブルテレビ事業者等に運営させている事例も多数見られるところです。</p> <p>さらには、FTTHが整備されていない地域でも、ケーブルテレビ施設が敷設されていたり、また近隣までケーブルテレビ事業者のネットワークが敷設されていたりする場合には、これをアップグレードすることで、比較的低コストで超高速ブロードバンド網を整備することも可能となっています。</p> <p>このような地域については、新たに一からアクセス網の整備を行う必要がない可能性があり、超高速ブロードバンド網整備の前提として、こうした「未整備地域」の正確な把握、及び今後の整備対象範囲の明確化を行うことが不可欠と考えます。</p> <p>② 競争中立的な基盤整備</p> <p>下記2の「事業者間の公正競争」のテーマにも通じる点ですが、未整備地域、条件不利地域であっても、特定の一者による基盤</p> |

の独占的な整備を前提として認める(強いる)ことは、同者のコスト低減意欲、投資インセンティブや技術革新の体化意欲への影響等、いずれの点からみても適当でないと考えます。

これらの不利益を国民消費者にもたらさないためには、ネットワーク基盤の整備・運営意欲を有する事業者に対し、等しく参入機会を与えることが重要です。また、民間のみでは投資意欲がわきにくい条件不利地域等においても、地方自治体等の公的主体がネットワーク基盤を整備し、運営する者を公平な条件で募集する、いわゆるIRU方式などの競争中立的な基盤整備・運営が望ましいと考えます。

### ③ 多様なネットワーク利用環境

未整備エリアの基盤整備の検討に当たっては、原則として国民消費者、利用者が自由にネットワークを選択できる環境を確保し、利便性の向上を図る観点から、FTTH だけを前提とするのではなく、ケーブルテレビのネットワーク(光同軸ハイブリッド方式:HFC)や無線ブロードバンドなど、多彩な選択肢を検討すべきと考えます。

なお、「超高速ブロードバンドサービス」の定義については、2010年5月18日付の『『光の道』構想実現に向けて -基本的方向性-』の2-(1)項では、“2015年「光の道」実現に向け、(中略)100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及すべきと考えられる”とあります。

一方、同じく5月18日付の基本的方向性2-(2)項において、“現時点で想定される大容量アプリケーションが求める水準”は30Mbpsと明示されており、かつ2010年3月29日付の「参考資料(「光の道」構想実現のための論点メモ関係)」においても、超高速ブロードバンドの定義として30Mbps以上とされていること等を考え合わせると、目標としての100Mbpsは堅持しつつも、当面の整備にあたってのインフラの設計数値を30Mbps以上とし、将来の技術革新、コスト低下、利活用の進展状況などに応じて、段階的に100Mbpsへ移行していくことが、もっとも現実的、かつ低コストでの構想実現を可能とするものと考えます。【注】

### ④ マイグレーション問題について

いわゆる「アナログ電話ネットワークのマイグレーション」の問題については、現行ではNTTの意向に依拠する部分が大ですが、ケーブルテレビ事業者も不採算地域において電話サービスを展開している例が多々あるところ、音声(電話)サービスを含めた家庭へのブロードバンドアクセス網整備事業者の一つとして、必要な貢献を行っていく用意があります。なお、その際のユニバーサルサービスの在り方を含めた関連制度設計については、別途慎重なご検討が必要と考えます。

【注】ケーブルテレビのネットワーク上では、米ケーブルラボの最新規格である DOCSIS3.0 規格の技術を利用すれば、下り最高 160Mbps クラスの超高速ブロードバンドサービスの提供が可能となっており、

|   |   |
|---|---|
|   | <p>一部の先進的事業者では既に同規格を利用したサービスを国内で提供開始しており、実績もある。</p> <p>一方、従来主力であったDOCSIS2.0規格ベースでは、最高速度は30～40Mbps程度である。DOCSIS2.0規格から3.0規格に移行するには、センター設備の更新が必要となることに加え、エンドユーザ宅内に設置するケーブルモデムも2.0規格のものと比べて高価な3.0規格のモデムに変更する必要がある。</p> <p>現時点で2.0規格のサービスを提供しているエリアについては、当面は現行のサービスにて超高速ブロードバンドサービスが提供されているものと見做し、将来3.0規格の製品が安価となった時点で3.0規格を導入すれば、利用者の実質的利便性を損なうことなく、中長期的なコストを圧縮しつつ、超高速ブロードバンドサービスを広く提供することができることになる。</p>  |
| <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> | <p><b>◆設備競争の確保は、利活用促進の生命線</b></p> <p>近畿地域における事例を紐解くまでもなく、これまでも複数の事業者が複数のネットワークインフラを整備し、設備競争を実施してきたことにより、サービス提供エリアの拡大、低廉な価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてきたことは明らかであり、公正な競争原理が健全に機能することが、結果として利用者の利便性の向上、投資コストの低減、市場の拡大及び効率化努力等を通じた事業者の収益性の向上に繋がってきたといえます。</p> <p>このようなことから、少なくとも超高速ブロードバンド網を整備する主体を、現在一つの案として検討されているような、独占的な事業者一社に限定する案では、上述のような競争によるメリットを放棄するだけでなく、ネットワーク利用料の高止まりやサービス・保守運用の水準劣化、ネットワーク技術革新の停滞等の弊害をもたらし、ひいては利活用の低下につながる恐れが極めて高いといえます。</p> <p>いずれにしても、多様な者による多様なネットワークの整備と利活用、そしてこれらの者・網間の公正な競争こそが、国民消費者の利便性向上に最も資するものと考えます。</p> <p><b>◆利活用促進とケーブルテレビの特性</b></p> <p>超高速ブロードバンド網の利活用の促進は、利用者の直接的な利便性向上は無論のこと、需要と供給の好循環の形成を通じて安定的かつ持続可能なネットワーク基盤の運営を可能とする上でも、非常に重要な意味合いを有しています。</p> <p>利用率の向上、利活用の促進のためには、上述した低廉なネットワーク利用料金の実現が欠かせませんが、それ以上に、地域住民や国民消費者の生活ニーズに根ざした、真に魅力的なサービスが提供されることが必要です。また、ブロードバンド利用者のリテラシーの向上も重要です。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、これまで地方自治体や地域コミュニ</p> |

ティ、地元産業等と連携し、ケーブルネットワークを活用して、医療・福祉・教育・産業等の分野における地域に密着した各種の先導的なICTサービス提供に向けて取り組んできました。(別紙1参照)

なお、当、社団法人日本ケーブル連盟では、本年7月より、「『地域力』検討特別委員会」を創設し、これまで以上に「地域」との連携、密着を意識した取り組みを進めるべく、検討を開始したところです。(別紙2参照)

超高速ブロードバンドの利用率向上には、全国的な目線の「メガサービス」だけでなく、こうした地域と密接に連動したサービスこそが求められるのは間違いないでしょう。仮に、今後の超高速ブロードバンドのネットワーク基盤整備を独占的な一事業体に限定した場合、現在ケーブルテレビ事業者が果たしているような、地域に連動した、地域に根差したサービスが後退し、利用率の低迷につながる可能性があることを大いに懸念します。

#### ◆NTTの経営形態問題について

NTTの経営形態問題は、一義的には、①ボトルネック設備の大半を所有する支配的事業者であるNTTグループ(東西)の設備をいかに公平かつ同等な条件で利用させるかという問題や、②こうした支配的事業者がグループ内の関連するネットワーク事業者やサービス事業者と垂直・水平統合して事業展開を行うことが適切かどうかという問題に端を発していると理解しています。

ケーブルテレビ事業者としては、NTTグループが今後圧倒的な市場シェア等を利用して不適正な事業運営を行う可能性が高まるような経営形態のオプションが選択されることのないよう要望するとともに、将来的に何らかの定期的な市場構造のモニタリングや必要があれば是正策が講じられる仕組み等が必要と考えます。

なお、NTTを唯一の超高速ブロードバンド事業者とし、ケーブルテレビなど他のブロードバンドネットワーク整備事業者を排除する案には、先述のように経営形態の議論の本質からして、また競争を促進する観点から様々な弊害が想定されるため、明確に反対いたします。

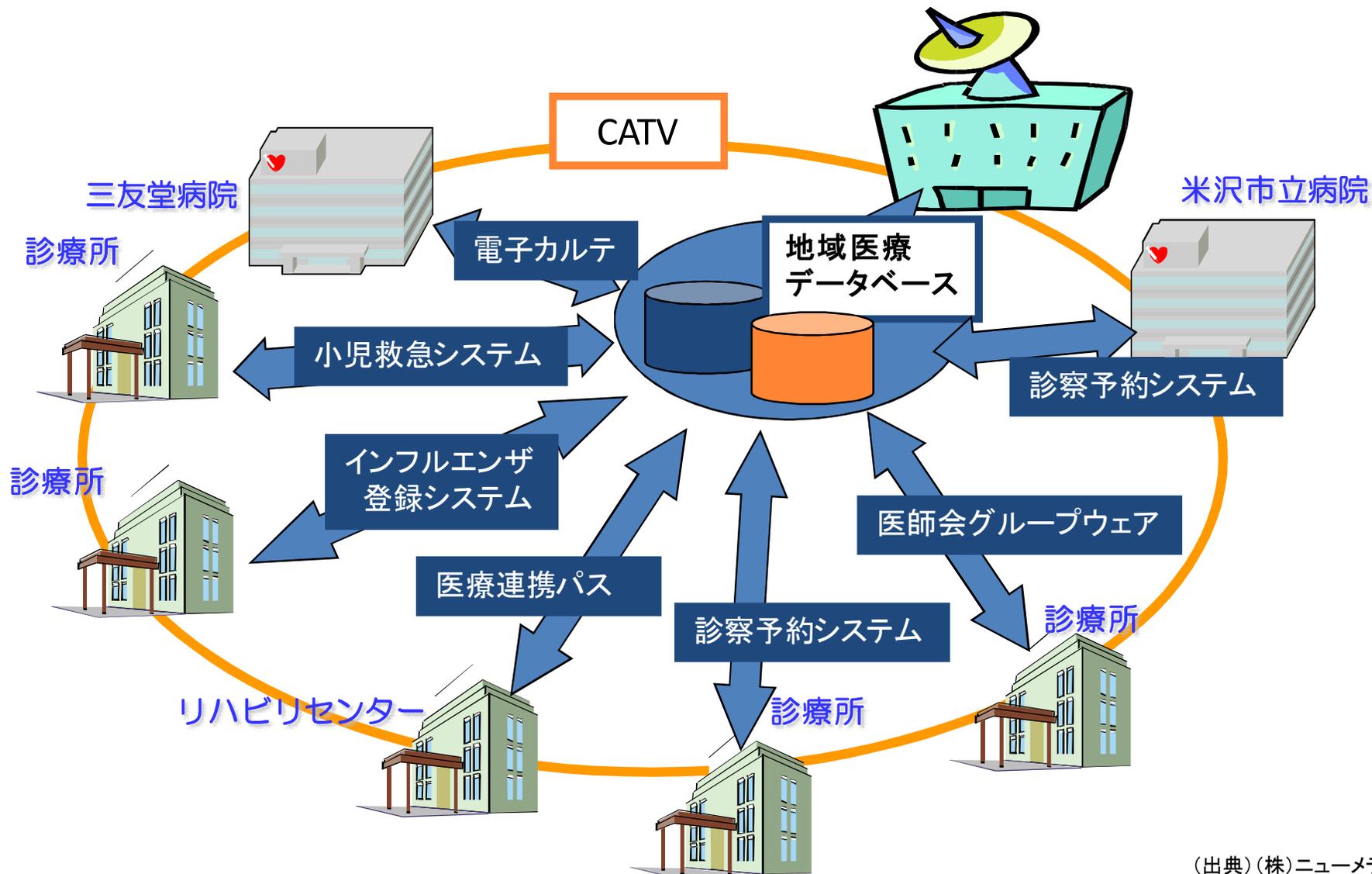


# 「光の道」構想に関する意見募集 別紙1

2010年8月16日

社団法人日本ケーブルテレビ連盟

- 米沢市内に張り巡らされたCATV網をイントラネット構築に活用し、約60の医療機関をVPNで接続。
- 今後、Wimaxを活用することで、在宅診療等地域医療データベースの活用範囲を広げる予定。



- 監視カメラを要所に整備し、ケーブルテレビ網を通じて情報を収集するとともに、自治体から情報提供を受ける。
- 緊急災害が発生した場合は、それら情報を自社チャンネルで24時間リアルタイムに提供する。



各種映像情報  
ケーブルテレビ網



ケーブル局

現在のカメラ整備状況  
道路要所：5箇所  
鉄道要所：1箇所  
河川要所：8箇所 等



(出典)(株)キャッチネットワーク資料

- ケーブルテレビの特定のチャンネルを視聴することで、自動的にデータ放送が起動、「緊急連絡」・「安否確認」・「服薬支援」・「通院・受信支援」が行われる。
- 「安否確認」では、特定のチャンネルを視聴した時間を、登録した家族へ自動でメールで連絡する。

**■緊急連絡 (医療情報の連携)**

県立須坂病院とかかりつけ医院が連携して患者さんの医療情報を共有し緊急時に備えます。



**■安否確認**

須高ケーブルテレビで「すこうチャンネル」を見ると、登録したご家族やご近所の方、最大3人までにメールが送信され、今日も元気である事が伝わります。

毎日が安心



**独居高齢者や、在宅医療受診者の医療情報をケーブルテレビで提供します**

**■服薬支援**

テレビ画面で、次にお薬を飲む時間や、飲むお薬の内容を確認できます。また、現在飲んでいるお薬の情報が別の薬局や診療所に行っても分かります。



**■通院・受診支援**

テレビ画面で、掛かりつけ医や訪問看護ステーションの通院、訪問予定日を確認できます。



**長野県自主放送ネットワークID(12チャンネル)でデータ放送が自動的に起動します。**

地上  
押して  
**12**







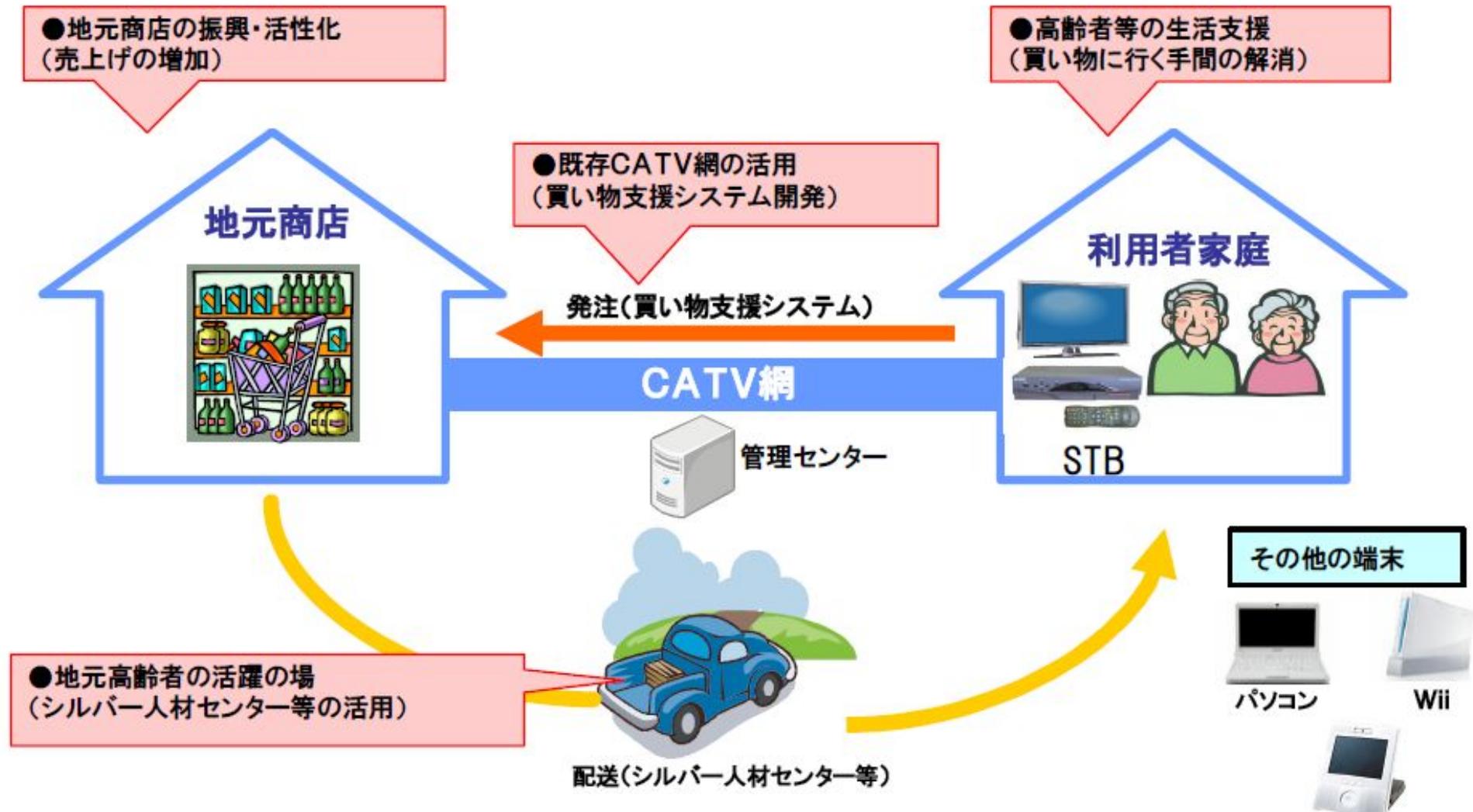
登録した家族へ安否メール発信

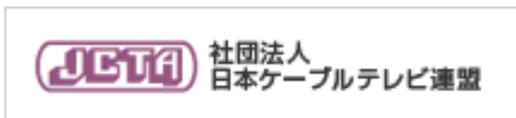
PPP!



「安否メール: 実家のご両親は〇時〇分にテレビをご覧になりました。」

- ケーブルテレビ網を活用し、高齢者等が簡便に買い物出来るアプリケーションを提供。
- 同時に、地元高齢者による配送を通じ、高齢者の雇用の場を創造。





NEWS RELEASE

2010年7月22日

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

## 「地域力」検討特別委員会の創設について

～外部の有識者も交えた戦略会議として、ケーブルテレビの真の強みを追求～

社団法人日本ケーブルテレビ連盟(理事長 西條 温、東京都品川区。以下 本連盟)は、2010年7月23日に「『地域力』検討特別委員会」(以下 本委員会)を創設し、同日、第1回会合を実施します。

ケーブルテレビ業界は、世帯カバー率90%に至り、加入世帯は2,400万世帯に達するなど、この十数年、比較的順調に発展して参りましたが、2011年7月に迫った地上波放送の完全デジタル化や、通信事業者によるIPTVサービスの本格化、新たなBS放送の開始、モバイル・ブロードバンドの高速化など、その事業環境は大きな変化の局面を迎えています。そうした中、本委員会は、ケーブルテレビ本来の特色とされる「地域密着性」や「地域力」を切り口として、広くケーブルテレビ業界の将来的な発展に資する方策について検討するための戦略会議として創設されました。

本会議で議論されることが想定される主なテーマは以下の通りです。

- 業界全体の認知度の向上
- 情報メディアを取り巻く環境の激変への対応
- ケーブルインフラの新たな利活用と新サービスの検討
- IPTVとの本格的な競争への対策
- 無線サービス技術等の進展への対応
- 「光の道構想」等への対応
- 地域コンテンツの充実
- 地域課題の解決に果たすケーブルテレビの役割 など

本委員会の委員長には、奥村博信 本連盟副理事長、(株)コミュニティネットワークセンター代表取締役社長が就任し、委員には本連盟の各支部と一般社団法人日本ケーブルラボからの代表14名の他、外部の有識者として東京大学名誉教授の齊藤忠夫先生を代表として6名からなる特別委員にも就任頂き、広く業界内外の英知を結集して検討を進めて参ります。

詳細は別紙、開催要綱(案)を参照ください。

～本件に関するお問合せは下記までお願い致します～  
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 <http://www.catv-jcta.jp>  
地平(じひら)、山本(学) TEL:03-3490-2022 e-mail: [renmei@catv.or.jp](mailto:renmei@catv.or.jp)

## 「地域力」検討特別委員会 開催要綱 (案)

### 1 背景・目的

ケーブルテレビは、地域の総合的・公共的な情報通信ネットワークとして、全国各地域で先行的に加入者系のブロードバンド・アクセス網を構築し、住民に対し多チャンネル放送や高速インターネット等のサービスを提供し、近年順調に発展してきたところ。

現在ケーブルテレビは、2011年7月に迫った地上デジタル放送への完全移行を目指し精力的に事業運営を行っているところであるが、他方で、いわゆる「地デジ後」、「ポスト地デジ」の時代を見据えた際、新たなBS放送の開始、通信事業者のIPTVサービスの本格化、モバイル・ブロードバンドの高速化等を始めとする、様々な競争的事業環境の変化の局面を迎えており、少子高齢化や地域再生といった社会的な課題解決への要請等とも相まって、これらの状況変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが強く求められている。

また、政策面でも、総務省の「光の道構想」を始めとする我が国の重要なICT・情報通信関連施策について、業界としての適切な対応が急務となっている。

以上のようなことから、今般、(社)日本ケーブルテレビ連盟(以下「連盟」という。)に「『地域力』検討特別委員会」を設置し、2009年3月に策定された「ケーブルテレビ業界の中期的戦略」の趣旨なども踏まえつつ、ケーブルテレビ本来の特色とされる「地域密着性」や「地域力」を切り口として、地域社会・利用者の利便性向上に資する我が国のICT・情報通信社会の在り方、及びケーブルテレビ業界の将来的な発展に資するための方策について検討するものである。

### 2 名称

本会の名称は「『地域力』検討特別委員会」とする。

### 3 検討事項

本会は、以下の事項について検討する。

- (1) ケーブルテレビを取り巻く事業環境と環境変化について
- (2) ケーブルテレビ事業の特性と「地域力」について
- (3) 地域コミュニティとICT、ケーブルテレビの理想的関係について
- (4) 政策動向、技術・サービス動向、関連市場動向について
- (5) ケーブルテレビ事業の将来的な方向性と対応方策について
- (6) その他

### 4 構成・運営

- (1) 本委員会は、連盟に設置する。
- (2) 本委員会の委員及び委員長は、別紙のとおりとする。
- (3) 本委員会に、委員のほか、専門的知見を有する特別委員を置く。

特別委員は、別紙のとおりとする。

- (4) 本委員会の委員長は、本委員会を招集し、主宰する。
- (5) 委員長は、本委員会の下に、必要に応じて作業部会(WG)を設置することができる。
- (6) 委員長は、作業部会の主査を指名することができる。  
主査は、委員長の委任に基づき、作業部会を統括する。
- (7) 委員長は、必要があるときは、連盟外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) 本会の資料、審議内容は原則としれ連盟外部には非公開とする。  
ただし、委員長が認めるときは、この限りでない。
- (9) 委員長は、上記のほか、本会の運営に必要な事項を定める。

#### 5 開催予定

本委員会は、2010年7月から8回程度の開催を予定する。

#### 6 庶務・調査

本委員会の庶務は、連盟事務局が行う。

別紙 委員長、委員、及び特別委員 (順不同、敬称略)

委員長

奥村 博信 (株)コミュニティネットワークセンター 代表取締役社長  
(社)日本ケーブルテレビ連盟副理事長

特別委員

代表 齊藤 忠夫 東京大学名誉教授  
音 好宏 上智大学 文学部 新聞学科 教授  
北 俊一 (株)野村総合研究所 情報・通信コンサルティング部  
上席コンサルタント  
清原 慶子 三鷹市長  
黒川 和美 法政大学大学院 政策創造研究科 教授  
中田 郷 みずほコーポレート銀行 産業調査部 情報通信チーム 調査役

委員

伊東 肇 (株)帯広シティーケーブル 常務取締役  
大久保 利之 (株)ニューメディア 常務取締役 総務部長  
鈴木 豊士 入間ケーブルテレビ(株) 取締役 副社長  
高橋 邦昌 (株)ジュピターテレコム 理事 営業推進本部長  
山添 亮介 ジャパンケーブルネット(株) 代表取締役副社長  
山平 時広 イッツ・コミュニケーションズ(株) 取締役執行役員 技術統括  
技術・ソリューション本部長 事業戦略室長  
丸山 康熙 須高ケーブルテレビ(株) 代表取締役社長  
松波 孝之 (株)ケーブルテレビ富山 代表取締役社長  
川瀬 隆介 (株)キャッチネットワーク 代表取締役社長  
佐野 正 (株)ベイ・コミュニケーションズ 代表取締役社長  
坂本 万明 (株)倉敷ケーブルテレビ 取締役副社長  
大橋 弘明 (株)ハートネットワーク 代表取締役  
佐藤 英生 大分ケーブルテレコム(株)  
松本 修一 一般社団法人 日本ケーブルラボ 専務理事